

## Ⅱ 都市・地域安全課 事業概要

### Ⅱ-1. 事業等

#### 1. 都市防災総合推進事業（社会資本整備総合交付金に移行）

##### ①制度概要

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、わが国の都市は、都市基盤施設の整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の防災性の向上等を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業を実施する。

|   |   |
|---|---|
| <p><b>○ 都市防災の計画づくりに対する補助</b>（交付率1/3）</p> <p><b>災害危険度判定調査</b><br/>・各種災害に対する危険度判定調査</p> <p><b>住民等のまちづくり活動支援</b><br/>・防災都市づくりに関して住民等が主体となったまちづくり活動への支援</p> | <p><b>密集市街地緊急リノベーション事業</b><br/>（平成23年度まで）（交付率1/2、補助率3/4）</p> <p>・重点密集市街地において、都市計画道路整備にあわせた沿道整備（防災環境軸の整備）を推進するための計画コーディネート支援、事業採択要件の緩和</p> |
| <p><b>○ 計画に基づく事業実施に対する補助</b>（交付率1/2等）</p> <p><b>地区公共施設等整備</b><br/>・道路、公園等の地区公共施設の整備<br/>・防災まちづくり拠点施設の整備</p> <p><b>都市防災不燃化促進</b></p>                     | <p><b>地震に強い都市づくり緊急整備事業</b><br/>（各種事業の交付率）</p> <p>・「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置づけられた事業について重点実施するとともに、補助対象施設の特例を設ける。</p>            |

**○ 大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援**（交付率1/3、1/2）

**被災地における復興まちづくり総合支援事業**  
・被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、計画策定から公共施設等への一体的な支援

#### ○災害危険度判定調査

<災害危険度判定調査の例>

##### [目的]

地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にして、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

##### [交付対象]

・建築倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査

##### [事業主体]

都道府県、市町村  
防災街区整備推進機構

##### [交付率]

1/3



## ○住民等のまちづくり活動支援

[目的]

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

[交付対象]

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

[事業主体] 市町村、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/3

## ○地区公共施設等整備

[目的]

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。

[交付対象]

- ・密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・道路、公園、広場等の地区公共施設
- ・防災まちづくり拠点施設

(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備、災害時協定を締結した民間施設の所有者等に対する間接補助を含む)

[事業主体] 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/2 (用地費及び災害時協定を締結した民間施設の所有者等に対する間接補助は1/3)

## ○都市防災不燃化促進

[目的]

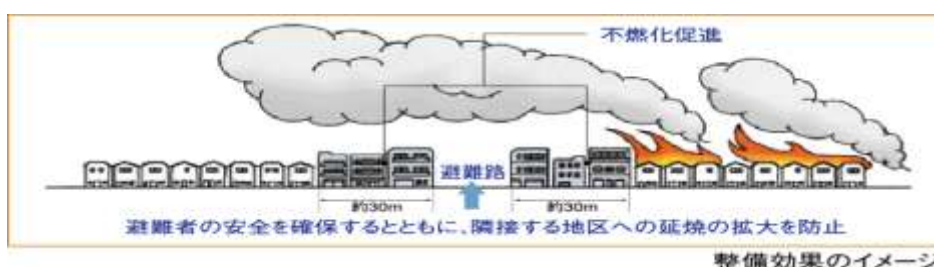
避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図ることを目的とする。

[交付対象]

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域（不燃化促進区域）における耐火建築物又は準耐火建築物の建築への助成
- ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

[事業主体] 都道府県、市

[交付率] 1/2 (調査等は1/3)



## ○密集市街地緊急リノベーション事業

[目的]

重点密集市街地において、複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援と、整備計画に位置付けられた事業について、面積の合計が一定規模以上である場合に、面積要件の緩和を実施することにより、各種事業の総力を結集して防災環境軸の整備を推進する。

[交付対象] 整備計画作成、コーディネート

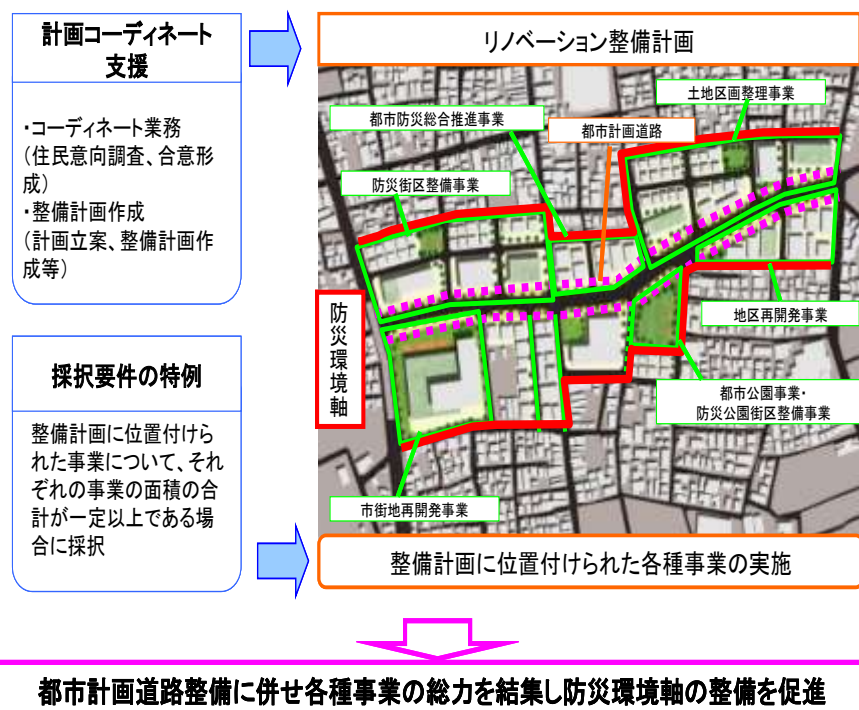
[事業主体] 都道府県、市町村、都市再生機構、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/2（都市再生機構：補助率 3/4）

[面積要件緩和の内容]

| 事業名                   | 採択面積の下限         |
|-----------------------|-----------------|
| 都市再生区画整理事業            | 各種事業の面積要件の概ね1/2 |
| 市街地再開発事業              |                 |
| 防災街区整備事業              |                 |
| 地区再開発事業               |                 |
| 都市防災総合推進事業(都市防災不燃化促進) | 1,500㎡          |
| 都市公園事業(防災公園)          |                 |
| 防災公園街区整備事業            |                 |

【事業イメージ】



## ○地震に強い都市づくり緊急整備事業

[目的]

避難地・避難路・ライフライン等総合的な地震防災対策を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について各種事業において重点実施するとともに、交付対象施設に特例を設ける。

[重点実施事業]

都市防災総合推進事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業、宅地耐震化推進事業

[交付対象施設等の特例]

- ・防災情報通信ネットワークの整備（都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備））
- ・都市公園施設の耐震診断（都市公園事業）
- ・防災関連施設の整備（都市再生区画整理事業）
- ・災害時に活用可能な集会所等の整備（市街地再開発事業、防災街区整備事業）

【事業イメージ】

## 地震に強い都市づくり推進5箇年計画の策定

### 総合的な支援の強化

#### 各種事業における重点実施

#### 補助対象施設の特例



### ○被災地における復興まちづくり総合支援事業

[目的]

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

[交付対象（交付率）]

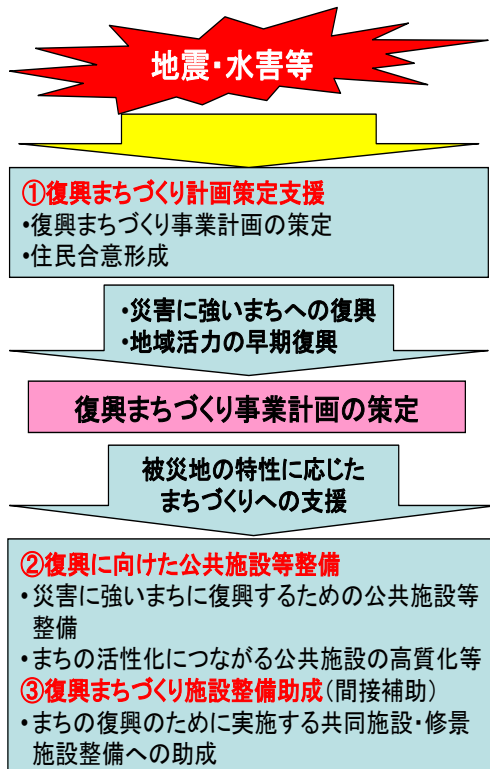
- ① 復興まちづくり計画策定支援（1/2）
  - ・復興まちづくり計画の策定
  - ・住民合意形成
- ② 復興に向けた公共施設等整備
  - ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（1/2）
  - ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等（1/3、景観法に基づく景観計画区域等は1/2）

③ 復興まちづくり施設整備助成（1/3、間接補助）

- ・共同施設整備費
- ・修景施設整備費

[事業主体] 市町村

【事業イメージ】



・復興に向けた公共施設等の整備・高質化  
・まちの復興のための共同・修景施設整備助成



【参考】

○対象地域等

交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

|                    | 災害危険度判定調査           | 住民等のまちづくり活動支援  | 地区公共施設等整備           | 都市防災不燃化促進   | 密集市街地緊急リノベーション事業            | 地震に強い都市づくり緊急整備事業 | 被災地における復興まちづくり総合支援事業 |
|--------------------|---------------------|----------------|---------------------|-------------|-----------------------------|------------------|----------------------|
| 大規模地震発生の可能性の高い地域※1 | ○                   | ○              | ○                   | ○           | ×                           | ○                | ×                    |
| 三大都市圏の既成市街地等       | ○                   | ○              | ○                   | ○           | ×                           | ○                | ×                    |
| 指定都市               | ○                   | ○              | ○                   | ○           | ×                           | ○                | ×                    |
| 道府県庁所在都市           | ○                   | ○              | ○                   | ○           | ×                           | ○                | ×                    |
| 重点密集市街地を含む市町村      | ×                   | ○              | ○                   | ○           | ○                           | ○                | ×                    |
| DID地区              | ○                   | ○              | ○                   | ○           | ×                           | ○                | ×                    |
| 大規模な災害※3による被災地     | ×                   | ×              | ×                   | ×           | ×                           | ×                | ○                    |
| 事業主体               | 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構 | 市町村、防災街区整備推進機構 | 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構 | 都道府県、市町村    | 都道府県、市区町村、都市再生機構、防災街区整備推進機構 | ※2               | 市町村                  |
| 交付率                | 1/3                 | 1/3            | 1/2, 1/3            | 1/2(調査は1/3) | 1/2(都市再生機構は3/4)             | ※2               | 1/2, 1/3             |

※1: 地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域

※2: 地震に強い都市づくり緊急整備事業は、各種事業における重点実施及び交付対象施設の特例を内容とするため、事業主体及び交付率は各種事業の事業主体及び交付率となる。

※3: 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条の規定に基づく激甚災害(本激・局激)に指定された災害

## 2. 宅地耐震化推進事業（社会資本整備総合交付金に移行）

### （1）施策の背景・目的

- 1）平成7年阪神・淡路大震災や平成16年新潟県中越地震において、大規模に谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹付けした盛土の全体又は大部分が滑る災害（滑動崩落）を起こす宅地被害が多く発生した。



写真一 阪神・淡路大震災における盛土の滑動崩落による被災事例（兵庫県提供資料）

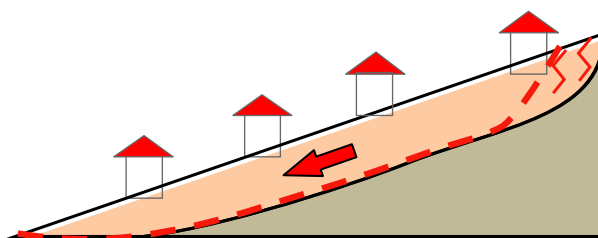


写真二 新潟県中越地震における盛土の滑動崩落の被災事例（長岡市高町団地地区）

- 2）これらの宅地被害を受け平成18年に宅地造成等規制法は改正され、新規盛土造成に係る耐震性を確保するための技術基準を法令上明確化した。また、大地震時に滑動崩落のおそれのある既存の造成宅地を「造成宅地防災区域」として都道府県知事等が指定し、宅地所有者等に必要な勧告や命令を行うことができるようになった。

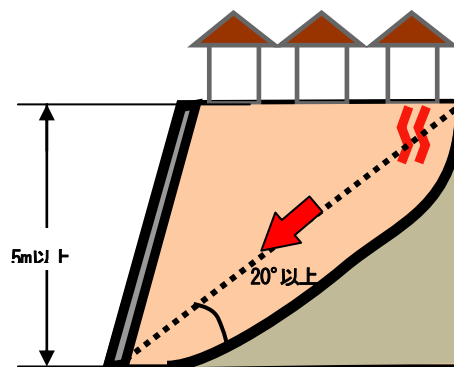
① 谷埋め盛土型

安定計算による安全率が1.0未満  
かつ盛土をした土地の面積が3,000㎡以上  
かつ盛土をした土地の地下水位が盛土前の地盤面の高さを  
超えて盛土内に浸入



② 腹付け盛土型

安定計算による安全率が1.0未満  
かつ盛土前の地盤面の勾配が20度  
以上 かつ盛土の高さが5m以上



③ その他

造成宅地について「地盤の滑動」、  
「擁壁の沈下」、「崖の崩落」その他  
これらに類する事象が生じているもの

3) 法改正と同時に平成18年度に宅地耐震化推進事業が創設され、地方自治体等が実施する造成宅地防災区域の指定等に必要の調査や防止工事への支援を行うこととした。

(2) 施策の概要

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において、変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）を行い住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることに要する費用について交付する。

(3) 事業イメージ

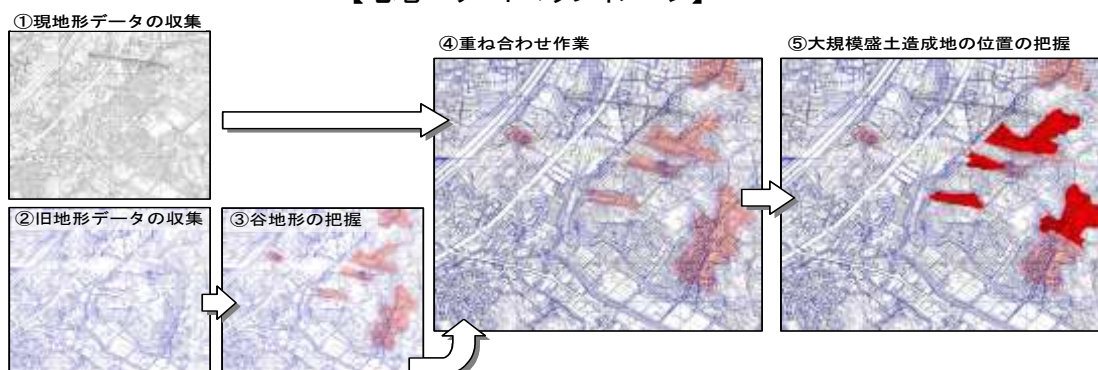
1) 大規模盛土造成地の変動予測（宅地ハザードマップの整備）

[交付対象] 大規模盛土造成地の変動予測

[事業主体] 地方公共団体

[交付率] 1/3

【宅地ハザードマップイメージ】



## 2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

[交付対象] 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事設計含む

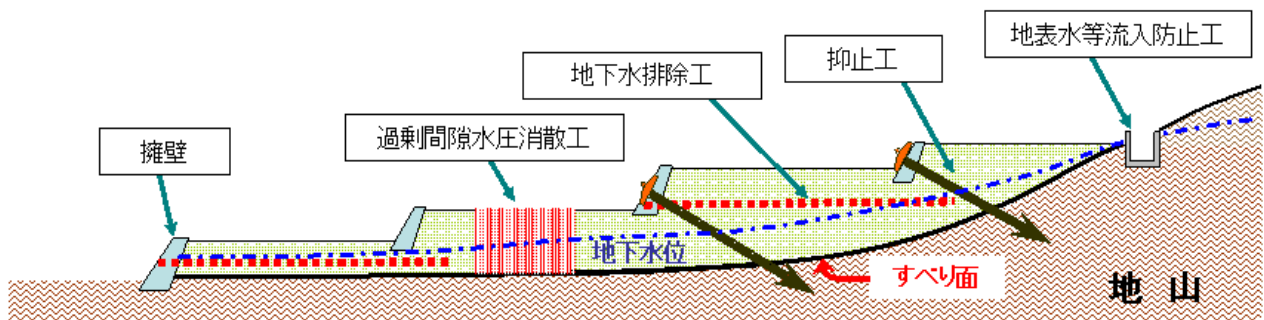
[事業主体] 地方公共団体等

[交付率] 1/4 (対象区域面積1haあたり国費4千万円を限度とする。)

※地方公共団体以外の交付金事業者が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業で、前項各号に掲げる費用について地方公共団体が補助する場合は、補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/4のいずれか低い額

[交付要件] 滑動崩落防止工事の対象地区が、以下の全てを満たしていること。

- (1) 造成宅地防災区域に指定されていること、又は宅地造成工事規制区域内で勧告がなされている区域
- (2) 盛土部分の面積が3,000m<sup>2</sup>以上
- (3) 盛土上に存在する家屋が10戸以上
- (4) 盛土の滑動崩落によって以下のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
  - ①道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道
  - ②地域防災計画に記載されている避難地、避難路



【大規模盛土造成地滑動崩落防止工事イメージ】

### 3. 都市災害復旧事業

#### (1) 事業概要

暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した公共土木施設（下水道、公園）、都市施設（街路及び都市排水施設等）の災害復旧、及び市街地における堆積土砂の排除、並びに降灰除去を速やかに行うことによって、民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

#### (2) 対象事業

- ① 災害を受けた下水道、公園、街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業
- ② 市街地において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業
- ③ 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業
- ④ 火山の爆発等による降灰の除去事業

#### (3) 対象施設及び補助率等

| 区分       | 対象施設等                    |                                     | 補助率<br>負担率                                | 激甚<br>嵩上げ | 補助（負担）根拠                             |
|----------|--------------------------|-------------------------------------|---|-----------|--------------------------------------|
| 都市災害復旧事業 | 公共土木施設                   | 下水道<br>公園                           | 流域下水道<br>公共下水道<br>都市下水路<br><br>2/3<br>4/5 | 有         | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第4条、第4条の2等     |
|          | 都市施設等                    | 街路<br>都市排水施設等<br>堆積土砂排除事業<br>湛水排除事業 | 1/2<br>—                                  |           |                                      |
| 降灰除去事業   | 下水道<br>都市排水路<br>公園<br>宅地 | 公共下水道<br>都市下水路                      | 2/3<br>1/2                                |           | 活動火山対策特別措置法第11条<br>活動火山対策特別措置法施行令第3条 |

\*1：激甚災害の指定による嵩上げ分は法律補助

\*2：法律補助（嵩上げ分のみ）

#### (4) 予算額

（単位：百万円）

| 区分       | 22年度(A) |     | 前年度(B) |     | 倍率(A/B) |      |
|----------|---------|-----|--------|-----|---------|------|
|          | 事業費     | 国費  | 事業費    | 国費  | 事業費     | 国費   |
| 都市災害復旧事業 | 368     | 288 | 368    | 288 | 1.00    | 1.00 |

#### 【参考】

##### ○起債制度

都市災害復旧事業（降灰除去含む。）に関連して現在以下の起債制度が認められている。

- ・起債対象：公共土木施設（下水道・公園）および都市施設等の災害復旧
- ・種別：災害復旧事業債
- ・充当率：地方負担額の100%（現年分）。元利償還額の95%を交付税措置。  
（下水道については地方負担額の100%（現年分）。元利償還額に係る一般会計繰出金の50%を特別交付税措置。）

## 4. 特殊地下壕対策事業

### (1) 事業の目的

市街地に現存する旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置しがたい場合、又は都市施設の災害復旧に伴い埋戻し、防災処理等が必要になったものについて、それらの対策を行い、もって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

### (2) 事業内容

戦時中に旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、地方公共団体が行う下記の事業に対して補助を行う。

- ①市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う事業
- ②都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し並びに壕口及びその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行う事業

○事業主体 地方公共団体

○補助対象 ・旧軍、地方公共団体、その他これらに準ずるものが築造したもの  
 ・一箇所の事業費が200万円以上のもの

○補助率 1/2

○その他 事業内容の①については、平成23年度までに採択されたものに限る。

### (3) 予算額

(単位：百万円)

| 区 分       | 22年度(A) |     | 前年度(B) |     | 倍率(A/B) |      |
|-----------|---------|-----|--------|-----|---------|------|
|           | 事業費     | 国費  | 事業費    | 国費  | 事業費     | 国費   |
| 特殊地下壕対策事業 | 500     | 250 | 500    | 250 | 1.00    | 1.00 |

#### 【参考1】－平成21年度実態調査概要－

[平成17年度調査結果]

・現存する特殊地下壕の総数(個人築造を含む) …… 9,850箇所 [10,280箇所]

上記のうち築造主体が

「旧軍」・「軍需工場」・「地方自治体」・「町内会」のもの …… 3,950箇所 [4,124箇所]

#### 【参考2】－優遇措置－

・本事業は、特別交付税措置対象事業とされている。

## 5. 防災集団移転促進事業

### (1) 事業の目的

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図る。

## (2) 事業概要

### ① 事業計画の策定等

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

- ・移転促進区域：災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域
- ・住宅団地の規模：10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要

### ② 事業主体

市町村（特別な場合は都道府県）

### ③ 国の補助

以下の経費に対して補助を行う（補助率：3/4）

- ・住宅団地の用地取得造成
- ・移転者の住宅団地における住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- ・住宅団地の公共施設の整備
- ・移転促進区域内の農地等の買い取り
- ・住宅団地内の共同作業所等
- ・移転者の住居の移転に対する補助

### ④ 市町村の配慮

市町村は、事業計画の策定に当たり以下について配慮しなければならない。

- ・移転促進区域内の住民の意向を尊重
- ・移転促進区域内にあるすべての住居が移転されること

## (3) 根拠法令

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

## (4) その他の措置

地方財政措置、税制措置、国の普通財産の譲与等

## (5) 予算額

（単位：百万円）

| 区 分        | 22年度(A) |    | 前年度(B) |    | 倍率(A/B) |      |
|------------|---------|----|--------|----|---------|------|
|            | 事業費     | 国費 | 事業費    | 国費 | 事業費     | 国費   |
| 防災集団移転促進事業 | 58      | 44 | 58     | 44 | 1.00    | 1.00 |

## 6. 行政部費

### **(1) 安全・安心なまちづくり推進方策検討調査経費（平成19年度より継続）**

**[39,000千円]**

大規模地震の発生による甚大な被害や都市部における浸水被害等、自然現象や社会構造の変化により災害リスクが高まっており、効果的な減災対策が必要とされている。このため、災害リスクを踏まえたまちづくりを実現するため、リスク情報等の横断的な見方、被害を回避・軽減するような都市の将来像の描き方、将来像を実現するための対応方策等について検討を行う。また、宅地の耐震化を促進するため、耐震性調査における優先箇所付け、土地条件に応じた対策工法の適用性等について技術的検討を行う。

### **(2) 都市の脆弱性の把握とその対応方策のあり方に関する検討調査経費（平成22年度新規）**

**[12,600千円]**

火山噴火、断層破壊、液状化等十分に対策手法が確立していないリスクに対して、被害の想定手法等の国内外での先進的な取組を調査・分析し、これら未対応のリスクに対する都市、地区の各レベル別の対策手法を確立することにより、都市の防災対策の推進を図る。

### **(3) 防犯・防災まちづくりのためのリスクコミュニケーションのあり方等検討調査経費（平成22年度新規）**

**[13,500千円]**

日常の安全や自然災害に対する様々なリスクに対し、地域力を活かした課題解決（まちづくり）を進めていくため、リスク情報を用いた行政・民間等間のリスクコミュニケーションのあり方や地域からの提案に対するまちづくりへの反映方策等について検討を行う。

## Ⅱ-2. 税制 [都市・地域安全課所管]

### 1. 密集法関連税制

#### (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を防災街区整備推進機構に譲渡した場合

- ①所得税 租特 第三十一条の二 第2項 第二号 (平成25年12月まで)
  - ・ 軽減税率 2,000万円以下 10%
  - ・     "     2,000万円を超える場合  $200\text{万円} + (\text{長期譲渡所得金額} - 2,000\text{万円}) \times 15\%$
- ②法人税 租特 第六十二条の三 第4項 第二号 (平成25年12月まで)
  - ・ 法人重課の適用除外
- ③住民税 地方税 附則 第三十四の二 (平成26年度まで)
  - ・ 軽減税率 2,000万円以下
    - 都道府県民税 1.6%
    - 市町村民税 2.4%
  - ・ 軽減税率 2,000万円を超える場合
    - 都道府県民税  $32\text{万円} + (\text{長期譲渡所得金額} - 2,000\text{万円}) \times 2.0\%$
    - 市町村民税  $48\text{万円} + (\text{長期譲渡所得金額} - 2,000\text{万円}) \times 3.0\%$

#### (2) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が地方公共団体又は防災街区整備推進機構に買い取られる場合

- ①所得税 租特 第三十四条の二 第2項 第八号
  - ・ 特別控除 1,500万円
- ②法人税 租特 第六十五条の四 第1項 第八号
  - ・ 特別控除 1,500万円

#### (3) 土地区画整理事業等により換地、保留地等を取得した場合

- ①不動産取得税 地方税 第七十三の六 第3項
  - ・ 非課税
- ②特別土地法有税 地方税 第五百七条 第1項・第2項
  - ・ 非課税

### 2. 防災集団移転促進事業関連税制

移転促進区域内の土地等を地方公共団体に譲渡した場合

- ①所得税 租特 第三十四条 第2項 第六号
- ②法人税 租特 第六十五条の三 第1項 第六号
  - ・ 特別控除 2,000万円

## Ⅱ-3. 融 資 制 度

### 1. 都市開発資金制度（用地先行取得資金）

#### （1）目 的

災害に強く、防災性に優れたまちづくりを行うためには、防災に資する街路、公園等の都市施設の整備及び再開発等の面整備事業を円滑に進めることが必要である。

都市開発資金（用地先行取得資金）貸付制度においては、これらの事業用地の先行取得費用に対し長期・低利の貸付を行うことにより、事業用地の先行取得を推進し、防災性向上のための都市整備の円滑化に資する。

#### （2）都市開発資金（用地先行取得資金）貸付制度の概要

以下の土地の先行取得資金について長期・低利貸付を行う。

##### ①都市施設用地買取資金

街路、公園等の都市施設用地

##### ②都市機能更新用地買取資金

都市機能の更新を目的とする再開発等の種地

- a. 一般分（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、再開発二号地区 等）
- b. 都市構造再編促進用地分（密集市街地の防災性向上のための事業用地）
- c. 中心市街地活性化促進用地分（中心市街地活性化のための事業用地）
- d. 被災市街地復興推進用地分（被災市街地復興のための事業用地）

#### 都市構造再編促進用地買取資金

首都圏及び近畿圏の既に市街地を形成している区域、人口集中の特に著しい大都市の既に市街地を形成している区域又は地方拠点都市地域の中心となる都市の既に市街地を形成している区域にあつて、密集市街地の防災性向上等に資する事業用地について、地方公共団体及び防災街区整備推進機構の買取りに要する資金への貸付を行う。

- ・償還期間 10年（うち据置期間4年を含む）、元金均等半年賦償還
- ・貸付金利 0.9%(H22.4現在)
- ・融 資 率 100%

## 2. 政府関係金融機関融資制度

### 都市防災不燃化促進関係

(平成22年4月時点)

| 金融機関                | 貸付種別                | 利率             | 償還期間           | 都市防災不燃化促進に係る融資制度概要  |
|---------------------|---------------------|----------------|----------------|---|
| 住宅金融<br>支援機構<br><注> | まちづくり融資<br>(短期建設資金) | 1.36%          | 建物竣工後<br>2年以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資対象事業：一定の地域内において行われる密集市街地における共同建替え事業（賃貸住宅の建設を含む。）、マンション建替え事業など機構が定める要件を満たす事業であること</li> <li>・ 建築物の要件：建築物全体の延べ面積の1/2超が住宅部分であること、1戸当たりの住宅部分の床面積が原則として30㎡以上280㎡以下であること、機構の技術基準を満たすことなど機構が定める要件を満たす建築物であること</li> <li>・ 融資対象となる事業費：調査設計計画費、建設工事費など</li> <li>・ 融資率：対象事業費の100%を上限 など</li> </ul> |
|                     | まちづくり融資<br>(長期建設資金) | 2.92%<br>2.65% | 35年以内<br>15年以内 |   |

<注> 融資種別の詳細、融資金利は、住宅金融支援機構のホームページを参照。

### 宅地防災関係

(平成22年4月時点)

| 金融機関                | 貸付種別           | 利率             | 償還期間  | 宅地防災に係る融資制度概要  |
|---------------------|----------------|----------------|-------|--|
| 住宅金融<br>支援機構<br><注> | 宅地防災工事<br>資金融資 | 2.39%<br>2.14% | 15年以内 | 融資対象：宅地造成等規制法等に基づく勧告又は改善命令を受けた個人又は法人<br>融資限度額：1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額<br>融資対象工事：のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置の工事 |

<注> 融資種別の詳細、融資金利は、住宅金融支援機構のホームページを参照。